

令和 8 年 2 月 9 日

# 建設緑政局関係議案資料

## (その 3)

議案第 18 号

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例  
の制定について

建設緑政局

# 川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 川崎市屋外広告物条例について

本市では「良好な景観の形成」「風致の維持」「公衆に対する危害の防止」のため、屋外広告物法に基づいて屋外広告物条例を制定しており、市内で広告物を表示等する場合には、原則として許可を受ける必要があります。

## 2 条例改正の目的について

許可期間の上限については、現在2年間と定めているところ、国や他都市における規定や看板材質の上質化に伴う耐用年数の向上などの状況を踏まえ、この上限を3年間へ延長するとともに、許可の申請に係る手数料の額を県及び県内他都市との均衡を考慮した額へ改定するものです。

## 3 条例改正の内容について

(1) 条例第8条（許可の期間）を2年から3年に延長します。

改 正 案	現 行
(許可の期間) 第8条 第3条の規定による許可の期間は、 <u>3年</u> を超えることができない。	(許可の期間) 第8条 第3条の規定による許可の期間は、 <u>2年</u> を超えることができない。

(2) 別表のうち許可の申請に係る手数料の額を以下のように改定します。

区 分	単 位	金額	
		改定案	現行
アーチ	照明装置のないもの	1基	6, 000円
	照明装置のあるもの		9, 000円
(1) 広告塔又は広告板 (2) 建築物その他の工作物等に表示する広告物又は設置する掲出物件	照明装置のないもの	1基の表示面積 5平方メートルまでごとに	1, 500円
	照明装置のあるもの		2, 400円
			1, 000円
			1, 600円

## 4 県内他都市の状況について

許可期間の上限と広告板（1基5m<sup>2</sup>照明有の場合）の手数料の比較は以下の通りになります。

	川崎市	県	横浜市	相模原	横須賀	大和市	小田原	秦野市	平塚市	鎌倉市
許可期間の上限	2年 (3年)	3年								
広告塔の手数料	1, 600 (2, 400)	2, 400	2, 400	2, 400	2, 400	2, 900	2, 400	2, 400	3, 400	2, 400

※カッコ内は改正後の許可期間の上限及び手数料額となります。

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																				
<p>○川崎市屋外広告物条例 昭和46年12月24日条例第77号 (許可の期間) 第8条 第3条の規定による許可の期間は、<u>3年</u>を超えることができない。</p> <p><u>附 則 (令和8年 月 日条例第 号)</u> (施行期日) 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の条例第8条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請のあったものから適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。 3 改正後の条例別表の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。</p> <p>別表（第40条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アーチ 照明装置の ないもの</td><td>1基</td><td><u>6,000円</u></td></tr> <tr> <td>照明装置の あるもの</td><td>1基</td><td><u>9,000円</u></td></tr> <tr> <td>アドバルーン</td><td>1個</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>はり紙又はポスター</td><td>100枚までごとに</td><td>500円</td></tr> <tr> <td>立看板等又は広告旗</td><td>1基</td><td>100円</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	アーチ 照明装置の ないもの	1基	<u>6,000円</u>	照明装置の あるもの	1基	<u>9,000円</u>	アドバルーン	1個	1,000円	はり紙又はポスター	100枚までごとに	500円	立看板等又は広告旗	1基	100円	<p>○川崎市屋外広告物条例 昭和46年12月24日条例第77号 (許可の期間) 第8条 第3条の規定による許可の期間は、<u>2年</u>を超えることができない。</p> <p>別表（第40条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アーチ 照明装置の ないもの</td><td>1基</td><td><u>4,000円</u></td></tr> <tr> <td>照明装置の あるもの</td><td>1基</td><td><u>6,000円</u></td></tr> <tr> <td>アドバルーン</td><td>1個</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>はり紙又はポスター</td><td>100枚までごとに</td><td>500円</td></tr> <tr> <td>立看板等又は広告旗</td><td>1基</td><td>100円</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	アーチ 照明装置の ないもの	1基	<u>4,000円</u>	照明装置の あるもの	1基	<u>6,000円</u>	アドバルーン	1個	1,000円	はり紙又はポスター	100枚までごとに	500円	立看板等又は広告旗	1基	100円
区分	単位	金額																																			
アーチ 照明装置の ないもの	1基	<u>6,000円</u>																																			
照明装置の あるもの	1基	<u>9,000円</u>																																			
アドバルーン	1個	1,000円																																			
はり紙又はポスター	100枚までごとに	500円																																			
立看板等又は広告旗	1基	100円																																			
区分	単位	金額																																			
アーチ 照明装置の ないもの	1基	<u>4,000円</u>																																			
照明装置の あるもの	1基	<u>6,000円</u>																																			
アドバルーン	1個	1,000円																																			
はり紙又はポスター	100枚までごとに	500円																																			
立看板等又は広告旗	1基	100円																																			

改正後			改正前		
自動車等に表示する広告物 又は設置する掲出物件	1基の表示面積1平方 メートルまでごとに	100円	自動車等に表示する広告物 又は設置する掲出物件	1基の表示面積1平方 メートルまでごとに	100円
電柱その他の柱類に表示す る広告物又は設置する掲出 物件	1枚	100円	電柱その他の柱類に表示す る広告物又は設置する掲出 物件	1枚	100円
はり札等	1枚の表示面積0.5平方 メートルまでごとに	50円	はり札等	1枚の表示面積0.5平方 メートルまでごとに	50円
(1) 広告塔又 は広告板	照明装置の ないもの	1基の表示面積5平方 メートルまでごとに	<u>1,500円</u>	(1) 広告塔又 は広告板	<u>1,000円</u>
(2) 建築物そ の他の工作物 等に表示する 広告物又は設 置する掲出物 件。ただし、 前各項に規定 するものを除 く。	照明装置の あるもの	1基の表示面積5平方 メートルまでごとに	<u>2,400円</u>	(2) 建築物そ の他の工作物 等に表示する 広告物又は設 置する掲出物 件。ただし、 前各項に規定 するものを除 く。	<u>1,600円</u>
その他	前各項に準じて市長が定める。		その他	前各項に準じて市長が定める。	